道路交通法改正【令和8年7月21日施行】

飲酒運転の根絶!!

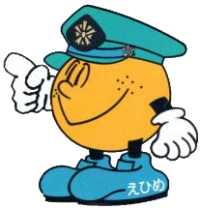

「酒酔い運転」の要件に「数値基準」が新設!

【酒酔い運転をすると】

（呼気中のアルコール濃度0.5mg/ℓ以上、または、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態）

35点　**免許取消し**（欠格期間3年）

5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

※「0.5mg/ℓ」未満でも、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と認定されれば「酒酔い運転」となります。

【酒気帯び運転をすると】

呼気中アルコール濃度　0.25mg／ℓ以上

25点　**免許取消し**（欠格期間2年）

呼気中アルコール濃度
0.15mg／ℓ以上 0.25mg／ℓ未満

13点　**免許停止**（90日）

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

運転者以外にも厳しい罰則が！

★車両の提供者

【酒酔い運転】
5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

【酒気帯び運
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

★酒類の提供者

【酒酔い運転】
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

【酒気帯び運転】
2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

★車両の同乗者

【酒酔い運転】
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

【酒気帯び運転】
2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

飲んだら乗らない！
乗るなら飲まない！
飲ませない！

愛 媛 県 警 察